

大東市上下水道局お客さまセンターに係る業務委託総合評価第1回審査委員会要点録

- 日時 令和5年7月6日（木）14時～16時
- 場所 大東市上下水道局灰塚配水場管理棟3階大会議室
- 出席者 委員長および委員、事務局

（会議の案件）

- ①会議の公開・非公開について
- ②業務概要及び落札予定者決定基準について
- ③大東市上下水道局お客さまセンターに係る業務総合評価落札方式実施要領について
- ④「地方自治法施行令第167条の10の2」について
- ⑤その他

（会議の要点）

①事務局より

「大東市上下水道局審議会等の公開に関する規程」及び「大東市情報公開条例」に基づいて会議を非公開とする。また、会議録については、発言者の特定を避けたうえで作成し、委員の氏名と合わせて業務委託契約完了後、ホームページにて公開する旨を説明。

委員から異議なし

②事務局より

資料に基づき、お客さまセンターの業務内容及び落札予定者決定基準を説明。

各委員から以下の質問があった。

委員→「前回の仕様書から変更になった項目はあるのか。」

事務局→落札予定者決定基準の評価項目に「デジタル技術の推進について」を新たに追加し、各種業務についてデジタル技術を活用した提案を評価ポイントとしている。仕様書については、フォークリフトの管理及び運転資格などを追加した。

委員→「1者入札であった場合、価格評価点は満点になるのか。」

事務局→そのとおり。

委員→「であれば業務評価点の採点について、比較対象がないのでこちらの評価点も満点となり、落札予定者に選出されることになる。例えば業務評価点が低評価であった場合、業務履行に懸念があるがその点については大丈夫なのか。」

事務局→業務提案について各項目を審査し、低評価の項目があれば入札者から聞き取りをしたうえで、履行可能であるかを判断する。

委員→「落札予定者決定基準の業務評価の評価項目4のイについて、市内居住者の雇用算定は提案書提出後、事務局で算定されるのか、それとも審査委員会で各委員が算定するのか。」

事務局→提案書により、あらかじめ事務局で算定する。

委員→「落札予定者決定基準の業務評価の評価項目2のウについて、評価するポイントは。」

事務局→本市と同等の給水戸数の事業体の受託実績がある場合に高評価とする。

委員→「落札予定者決定基準の業務評価の評価項目 17 について、緊急時の危機管理に関して配点は妥当か。」

事務局→イの断水などの緊急時の協力体制については、危機管理の重要性から最高点の 5 点を採用した。

③事務局より

「大東市上下水道局お客さまセンターに係る業務総合評価落札方式実施要領」に基づき説明。

委員から入札参加者が 2 者に満たない場合の質問があり、実施要領の見直しについて審議し、条件を緩和して再度広告を行う旨説明。

④事務局より

「地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2」の説明。

委員から低入札価格調査の質問があり、調査をするのは局の職員であるため学識経験者の意見を聴く旨説明。

⑤第 2 回審査委員会の日程について、10 月上旬に開催予定の提案。

正式な日時をおって連絡する事とする。